

家計の急変等における熊本市奨学生の募集について

令和2年7月9日

□ 貸付対象者

貸付対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす方とします。

- (1) 熊本市内に居住する方の被扶養者であること。
- (2) 学校教育法による高等学校、高等専門学校、短期大学、大学または専修学校（高等課程及び専門課程）に在学していること。
- (3) 国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金（貸付けによるものに限る。）又はこれと同種の貸付けを受けていないこと。
- (4) 下の一覧表の家計の急変等の該当者であること。

【一 覧 表】

| 家計急変等の要件 | 内容 | 提出書類 |
|----------|----------------------------------|--|
| 火災・風水害等 | 火災、風水害等の天災による家屋への被害（全焼・半焼・全壊・半壊） | ・り災証明書又は新聞記事等火災・風水害等の被害にあったことが分かるもの |
| 破産 | 扶養者の事業失敗による破産 | ・破産申告書（裁判所） |
| 失職 | 主たる生計者が会社側の都合による解雇により失職 | ・退職証明書 ・雇用保険受給資格者証の写し ・自己都合による退職でないことがわかるもの（離職票、会社の証明、新聞記事等） |
| 死亡 | 主たる生計者の死亡 | ・死亡診断書 ・住民票除票 |
| 入院 | 主たる生計者の入院又は長期自宅療養による世帯収入の減少 | ・診断書（症状・療養期間の分かるもの） |
| 離婚 | 扶養者の離婚による世帯収入の減少 | ・戸籍謄本（親権者と子） |

※ 家計の急変等の内容が、令和2年1月1日以降に発生したものを対象とします。

□ 貸付月額

- ① 30000円 ② 15000円

□ 貸付期間

申請した日の属する月から令和3年(2021年)3月まで

書類配布締切：令和3年1月31日

申請希望者は第一職員室 担当徳山まで。